

# 民生福祉常任委員会審査日程

日 時 令和6年12月3日(火)  
午前9時から  
場 所 第1委員会室

## ～審査内容～

- 1 議案第73号 山陽小野田市環境調査センター条例を廃止する条例の制定  
について (環境)
- 2 議案第68号 令和6年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算  
(第2回)について (保年)
- 3 議案第70号 令和6年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1回)について (保年)
- 4 議案第69号 令和6年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算 (第2  
回について) (高齢)

## 山陽小野田市環境調査センター条例の廃止について

### 1 環境調査センターの概要

#### (1) 設置目的

市民の健康の保護と生活環境の保全に資するため、工場排水による水質汚濁の調査や油汚染の監視等、公共用水域の水質保全対策の推進を目的に、環境に関する調査、研究業務を行う機関として、昭和45年「小野田市水圏公害研究所」の名称で設置。合併後、「山陽小野田市環境調査センター」に名称変更。

設置当初は、公共用水域の水質調査や工場排水調査を中心とした業務が主体であったが、現在では降下ばいじん等の大気調査、行政需要に対応した水質調査を行っている。

#### (2) 施設

- ・開設 昭和45年12月
- ・建物 コンクリートブロック造平屋建 466㎡
- ・土地 2849.03㎡



## 2 廃止と判断する要因

### (1) 公害対策から環境保全へ

設置当時は、公害対策が喫緊の課題となっていたが、市民を取り巻く環境は大きく改善されており、大気や水質の調査結果は、良好な状態で推移している。

### (2) 建物の老朽化

建物は築50年を経過し、既にコンクリートブロック造りの建物の耐用年数（約40年）を超え、施設の老朽化が進んでおり、安全性の確保が困難であることや建替えに多額の費用を要することが懸念される。

### (3) 公共施設総合管理計画の方向性

山陽小野田市公共施設等総合管理計画（平成29年策定）に基づく山陽小野田市公共施設個別施設計画において「廃止に向けて検討（現在の業務を精査し、アウトソーシング等により業務縮小を検討）」と方向性を定めている。

### (4) 業務委託による調査の継続

環境調査業務については、他市の多くは民間事業者への業務委託で対応しており、本市においても現在行っている環境調査内容を精査した上で民間事業者への業務委託により対応可能である。

## 3 環境調査センターの主な業務

### (1) 水質調査分析

- ・公共用水域（海域、河川、遊水池等）の調査分析
- ・工場排水の調査分析

### (2) 大気調査分析

- ・降下ばいじん量及び亜硫酸ガス測定

### (3) 行政需要等

- ・施設管理（一般廃棄物最終処分場、水処理センター、小野田浄化センター、農業集落排水処理施設、浄化槽施設等の排水調査）
- ・学校関係（プール、飲料水等の調査）
- ・市民地元要望（ゴルフ場、小河川、農業用水路等の調査）

# 国民健康保険被保険者証番号変更に係るシステム改修事業

令和6年12月3日  
民生福祉常任委員会資料  
議案第68号関係／保険年金課

## 事業概要

本市の国民健康保険の被保険者を管理する被保険者証番号は、個人ごとに附番した**宛名番号**により管理している。令和7年度末までに予定されている「自治体情報システムの標準化（※）」へ対応するためには、現行の被保険者証番号を標準準拠システムの標準仕様である**世帯番号**管理とする番号へ変更する必要がある。

このことから、現行の国民健康保険システムにおいて、令和6年度から被保険者証番号変更に必要なデータ作成等のシステム改修に着手し、令和7年度中に標準準拠システムに移行するものとする。

## 番号変更時期

### 令和7年8月1日

本市においては、令和8年1月を目途に標準準拠システムに移行することを予定しているが、被保険者証の年次更新を毎年度8月としており、被保険者証番号変更による被保険者や医療機関、国保連等への影響を最小限にするため、年次更新時期である令和7年8月に行う。

## システム改修期間

令和7年1月から令和7年9月末まで

## システム改修内容

- 標準準拠システムの標準仕様書に準拠した被保険者証番号変更全件データの作成
- 被保険者証番号変更後の異動に伴う旧番号情報との紐づけデータの作成
- 被保険者証番号変更に伴う各種帳票類改修 ほか

## ※ 自治体情報システムの標準化とは

令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、地方自治体が利用する基幹業務システムの対象の**20業務**（住民基本台帳、市税、国保、介護等）について、標準化基準に基づいた「標準準拠システム」へ移行することが義務付けられた。

本市においても国が移行期間として定める**令和7年末まで**を目標に、自治体情報システムの標準化に向けて取り組んでいる。

## 被保険者証番号変更のイメージ

変更前

世帯主

被保険者証  
記号・番号  
山9-1230001

妻

被保険者証  
記号・番号  
山9-1230002

子

被保険者証  
記号・番号  
山9-1230003

変更後

世帯主

被保険者証  
記号・番号  
山9-1030000-01

妻

被保険者証  
記号・番号  
山9-1030000-02

子

被保険者証  
記号・番号  
山9-1030000-03

事業名	概要	予算費目	算出根拠	予算額（千円）
国民健康保険被保険者証番号変更に係るシステム改修事業	上記のとおり	システム改修委託料	被保険者証番号変更に係るシステム改修業務委託料 4,290,000円×1.1=4,719,000円 令和6年12月補正：債務負担行為設定 令和7年度予算計上	4,719
			合計	4,719